ＥＴＣコーポレートカード利用規則

ＥＴＣシステム利用規程・ＥＴＣシステム利用規程実施細則

スキルウェイ協同組合

ＥＴＣコーポレートカード利用規則

（目的）

第 １ 条　この規則は、スキルウェイ協同組合（以下、『組合』といいます。）と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下『三会社』といいます。又、当組合管轄である西日本高速道路株式会社を、以下『窓口会社』といいます。）との間のＥＴＣコーポレート利用約款（以下、『約款』といいます。）に基づく、ＥＴＣの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するＥＴＣコーポレートカード（以下、『カード』といいます。）の利用を円滑・適正に運営するため、必要な事項を定めるものとします。

（定義）

第２条　本規則の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

一　高速国道三会社が管理する高速自動車国道をいいます。

二　高速国道等高速国道及び三会社が管理する一般有料道路のうち三会社が指定するものをいいます。

二の二　割引対象一般有料道路大口・多頻度割引の対象となる京葉道路及び東京湾アクアラインを指します。

三　本四会社本州四国連絡高速道路株式会社をいいます。

四　本四高速本州四国連絡高速道路のうち本四会社が指定するものをいいます。

五　首都会社首都高速道路株式会社をいいます。

六　首都高速首都高速道路のうち首都会社が指定するものをいいます。

七　阪神会社阪神高速道路株式会社をいいます。

八　阪神高速阪神高速道路のうち阪神会社が指定するものをいいます。

九　公社有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号）第２条第１項に基づく公告を行った地方道路公社をいいます。

十　公社道路公社が指定する道路をいいます。

十一　カード取扱道路管理者本四会社、首都会社、阪神会社及び公社を総称します。

十二　後納料金カードを利用して通行した高速国道等の利用額（ＥＴＣの利用を前提とした大口・多頻度割引制度に基づく割引が適用された場合は、割引後の額）及びカードを利用して通行した本四高速、首都高速、阪神高速及び公社道路の利用額（カード取扱道路管理者分の通行料金に対して、カード取扱道路管理者がそれぞれ所定の方法により定める割引が適用される場合は、カード取扱道路管理者がそれぞれ指定する額）をいいます。

十三　原因者負担金道路法（昭和２７年法律第１８０号）第５８条第１項の規定に基づき三会社が負担させることとした費用をいいます。

十四　ＥＴＣ利用規程有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号）第２条第２項に基づき定められた「ＥＴＣシステム利用規程」及び「ＥＴＣシステム利用規程実施細則」をいいます。

十五　ＥＴＣシステムＥＴＣシステム利用規程第２条に定める無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。

十六　車載器ＥＴＣシステム利用規程第２条に定める車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

十七　セットアップＥＴＣシステム利用規程第２条に定める車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

十八　車両制限令道路法第４７条第１項に基づき定められた車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）をいいます。また、本約款でいう「車両制限令に違反」とは、三会社、本四会社、首都会社および阪神会社（以下「六会社」といいます。）が計測に使用する機器類を用いて計測された情報に基づき、計測対象車両が車両制限令に定める制限値を超過していると認めた場合を含みます。

（利用資格）

第 ３ 条　カードの利用資格者は、組合に所属する組合員に限ります。

（カードの利用申込み）

第 ４ 条　カードの利用申込みは、法人又は個人事業主単位で行っていただきます。

２　　カードの利用申込みを行う法人又は個人事業主（以下、『申込者』といいます。）は、本規則、ＥＴＣ利用規程、当組合が別に定める特約のすべてを承諾のうえ第５条第２項に定める書類を当組合に提出して下さい。

３　次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。

一　申込者が、既にカードを利用しているとき。

二　申込者が、セットアップした車載器を正当に保有することが認められないとき。ただし、当該申込者が直ちに車載器を取得し、セットアップすることを確約した場合を除きます。

三　申込者が、過去３年以内に、三会社のいずれの管理する道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。

四　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表１に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から２４箇月以内の累積点数が規約別表２に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度４月１日からとする。

五　申込者が、三会社のうちいずれかの会社に対して原因者負担金の債務を有しており、かつ、その履行を終えていない場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。

六　その他組合が、カード利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。

（利用申請手続）

第 ５ 条　ＥＴＣコーポレートカードの利用承認を受けようとする組合員（以下、『申請者』といいます。）は、申請者が所定の必要事項を記入した組合が規定する本条２項規定の書類を添付して組合に提出してください。

２一　ＥＴＣコーポレートカード利用申込書　　１通

二　ＥＴＣコーポレートカード発行申込書　　１通

三　ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書のコピー　　各１通

四　自動車検査証のコピー　　各１通

・法人でお申込みの場合（御社名義のもの）

・個人事業主でお申込みの場合（代表者名義のもの）

・電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項（車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等）

五　資格証明書又は印鑑証明書コピー　　１通

・法人でお申込みの場合（履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）、又は印鑑証明書の写し３ヶ月以内のもの）

・個人事業主でお申込みの場合（個人事業税納税証明書又は、確定申告書）

六　口座振替依頼用紙　　１通

七　その他組合が必要とする書類　　必要数

（利用資格審査）

第６条　組合は、カード利用資格審査会において、ＥＴＣコーポレートカード利用資格の採否を審査します。

（カードの利用の承認）

第７条　組合は第４条、第５条の要件を満たし、第６条に定める審査よって適当であると認められた場合は、当該申込者のカードの利用を承認します。カードの利用を承認されたカード利用組合員は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。

（カード利用承認の有効期限）

第８条　第７条に定めるＥＴＣコーポレートカード利用承認の有効期限は、カード上に表示された月の末日までです。

（カードの貸与）

第９条　組合は、カード利用組合員に対し、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がなされた車両（当該車両の自動車検査証の所有者欄又は使用者欄の名義がカード利用組合員と同一である車両に限ります。（以下、『登録車両』といいます。））ごとに、カードを貸与いたします。

２　組合は、前項のカードの貸与を行う場合、カード利用組合員あて、カード番号、カードを利用できる登録車両の車両番号、車載器管理番号、カードの枚数を組合所定の方法により通知します。

３　前項の通知を受けたカード利用組合員が、組合からカードの引渡しを受けるときは、ＥＴＣコーポレートカード受領書を組合に提出して下さい。

４　カードの所有権は三会社に帰属します。カード利用組合員は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理しなければなりません。また、カード利用組合員は、カードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することを一切してはなりません。

５　カード利用組合員は、高速道路利用に際し、六会社、行政機関またはそれらに関する機関、団体より、警告書、措置命令書等その他高速道路利用に関し警告、注意措置命令などを文書口頭形式を問わず受けた場合は、速やかに組合に対し報告者を明らかにした書面または電子メールで報告しなければならないものとします。

（カードの取扱い）

第１０条　カードの利用受払い・保管は、本条の規定によらなければなりません。

一　カード利用組合員は、カードの管理責任者（以下、『責任者』といいます。）を決めて、組合に登録して下さい。責任者を変更した場合は、速やかに組合に連絡して下さい。

二　カードは、ロックできる収納器内に収納して下さい。

三　カードの受払いは、責任者又はその指定する者に限ります。

四　運転日報及びタコグラフ等との照合を励行して下さい。

五　カード利用組合員は、変形・破損・紛失・盗難等防止のため、組合が指定した専用ケースによる保持を、徹底して下さい。

六　カード利用組合員は、組合が配布するカード使用についての注意事項等のポスターを、事務所および運転者控室に提示する等、取扱注意事項の周知を徹底して下さい。

七　カード利用組合員は、管理責任者、取扱者及び運転手に対し、カード取扱についての指導教育に努めて下さい。

（カードの管理）

第１１条　カード利用組合員は、カードの管理に関してカード管理者を設置することとします。

２　カード管理者は、三会社、本四会社、首都会社、阪神会社又は公社等に対する組合のカード利用の管理責任を代行します。

３　カード管理者は、管理代理人を指定してカード管理の一部を補完する場合があります。

４　カード管理は、組合の定款、関係諸規程、ＥＴＣコーポレートカード利用規則ならびに三会社によるＥＴＣコーポレートカード利用約款及びＥＴＣシステム利用規程に則り行います。

（カードの追加交付手続）

第１２条　カード利用組合員は、その所有する車両の増加等の事由によりカードの追加交付を受ける必要があるときは、ＥＴＣコーポレートカード発行申込書及び添付書類を組合に提出して下さい。

２　組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、カードの追加発行を行いません。

一　カード利用組合員が、後納料金の支払いの督促を受けているとき。

二　カードの割引停止、又は利用を停止され、その停止期間中にあるとき。

（カードの一部返却）

第１３条　カード利用組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにＥＴＣコーポレートカード返却届を添え、不要となったカードを組合に返却して下さい。

一　登録車両の一部を利用しなくなったとき。

二　登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき。

三　その他カード利用組合員の事由によりカードの一部が不要となったとき。

（カードの再発行）

第１４条　カード利用組合員は、カード利用組合員の責に帰すべき事由により破損等した場合で、カードの再発行を受けようとするときは、ＥＴＣコーポレートカード再発行申込書を当該カードとともに組合に提出して下さい。

２　第９条の定めは、組合がカード利用組合員に対し、再発行したカードを貸与する場合に準用します。

（カードの亡失）

第１５条　カード利用組合員は、カードを紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちにＥＴＣコーポレートカード紛失届を組合に提出して下さい。

２　カードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び亡失事由のいかんにかかわらず、カード利用組合員に負っていただきます。

３　カード利用組合員は、カードを亡失したときは、本条第１項の定めによりＥＴＣコーポレートカード紛失届を提出した日から起算して１ヶ月以内に限り、第１４条の定めによりカードの再発行の申込みができます。

４　カード利用組合員が、本条第１項に定めるＥＴＣコーポレートカード紛失届を提出した後に、カードを発見したときは、直ちに組合に連絡のうえ、ＥＴＣコーポレートカード発見届を提出して下さい。この場合、組合から指示があるまでは、発見したカードは利用できません。

５　カード利用組合員が、本条３項の定めにより、カードの再発行を受けている場合において、亡失したカードを発見したときは、速やかにＥＴＣコーポレートカード返却届を添え、発見したカードを組合に返却して下さい。

（カードの補償サービス、カードの更新手数料）

第１６条　前条に定めるカードの亡失に関し、ＥＴＣコーポレートカード紛失届を提出し、かつ所轄警察署へ届出のうえ受理番号を当組合へ通知した日を受理日とし、以下のとおり補償サービスを適用します。

２　本サービスは、カードが盗難または紛失により第三者に不正使用された場合の損害に対して適用します。

３　本サービスの適用期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とし、カードの利用継続により自動更新されるものとします。

４　本サービスの適用対象期間は、受理日を起算日として前後２０日間、最大４１日間とします。

５　補償の上限はカード１枚につき３０万円とし、これを超える損害または事故の状況により、その一部をカード利用者の負担とする場合があります。

６　当組合が発行する走行明細書により不正使用が判明した場合、カード利用者は速やかに当組合へ通知するものとし、当組合が受理した時点で本サービスの適用対象とします。

７　カード利用者は、毎年４月１日において組合から既に貸与を受けているカードの枚数に応じ、更新手数料（補償費用を含む）としてカード１枚につき税込６６０円をお支払い下さい。

（カードの取扱手数料）

第１７条　カード利用組合員は、第９条又は第１２条の定めにより、組合から新たなカードの貸与を受けたときは、取扱手数料としてカード１枚につき税込６２９円をお支払い下さい。

２　カード利用組合員は、毎年４月１日において組合から既に貸与を受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料としてカード１枚につき税込６２９円をお支払い下さい。

３　カード利用組合員は、第１４条の定めによりカードの再発行を受けるとき、もしくは車両の入替えによりカードの再発行を受けるときは、再発行手数料として、カード１枚につき税込６２９円をお支払い下さい。

４　取扱手数料及び再発行手数料は、カード利用の解約、カードの一部返却、カードの亡失等理由の如何を問わず返還いたしません。

（カードの交換）

第１８条　カードは、交換期限（カード上に表示された月の末日までとします。）が過ぎたものは利用出来ません。

２　カードの交換を申込むカード利用組合員は、組合が特に期間を指定する場合を除き、交換期限の６箇月前までにコーポレートカード交換申込書及び添付書類を組合に提出して下さい。ただし、交換期限までにカード利用組合員より更新不要の申し出がなく、組合が引き続きカード利用組合員として認める場合、新しい有効期限のカードを貸与いたします。

３　組合は、第６条の審査により不適切と認めた場合は、交換期限を更新したカードは貸与しません。

４　カード利用組合員は、交換期限の過ぎたカードを、切断する等使用不能の状態にして返却してください。

５　第９条の定めは、交換期限を更新したカードを貸与する場合について準用します。

（カードの利用方法等）

第１９条　カード利用組合員は、高速国道等並びに本四高速、首都高速、阪神高速及び公社道路のうちカード取扱道路管理者が指定する道路又は料金所において、カードを利用することができます。なお、カードの利用にあたっては、ＥＴＣシステム利用規程を遵守して下さい。

２　カード上にはカード利用組合員の氏名又は名称、カード番号、車両番号、交換期限等が表示されています。カードは、次の各号に定める者以外の者に利用させることができません。

一　カード上に氏名又は名称が表示されたカード利用組合員

二　カード上に氏名又は名称が表示されたカード利用組合員の使用人その他の従業者

３　カードは、改変しないで下さい。また、破損又は変形したカードは、使用しないで下さい。

４　カードは、表示された車両以外に利用してはいけません。ただし、第３７条の２第４項の定めに従い既に貸与されているカードを一時的に利用した場合は、この限りではありません。

５　１枚のカードを、同時に２台以上の車両の通行料金の支払に利用することはできません。

（割引の適用）

第２０条　組合は、カード利用組合員がカードを利用して通行した高速国道の毎月の利用額について、所定の方法により大口・多頻度割引を適用いたします。ただし、カード利用組合員が、カードを、表示された車両に利用した場合に限ります。（第３７条の２第４項の定めに従い既に貸与されているカードを一時的に利用した場合を含みます。）

２　第３７条の２第４項の定めにより、登録車両の入替えを行った場合は、入替前の登録車両と入替後の登録車両は、当該入替を行った月において同一の車両であるとみなして、利用額を算出します。

（後納料金等の支払い）

第２１条　組合は、毎月の高速代金の後納料金を翌月に組合所定の請求書により、カード利用組合員に請求します。

２　カード利用組合員は、毎月組合が送付する請求書に基づき、約定支払日までに振込み又は自動引落しにより遅滞する事なく料金を支払い下さい。

３　カード利用組合員が、前項の定めに違反して約定支払日までに料金の支払いを行わず、第２２条第２項の指定支払日を経過してもなお指定の払込を行わないとき、又は、２度に渡り約定支払日に遅滞した場合には、直ちに、カードの利用を停止し、組合にカードを返還しなければなりません。

４　カード利用組合員が、第２項の定めに違反して料金の支払いを行わなかった場合、保証金の一部または全部を支払いに充てるものとします。また、カード利用者が２度に渡り約定支払日に遅滞し保証金が支払いに充てられた場合、又は、１度でも保証金が支払いに充てられたことにより保証金の残額が１月分の利用料金に満たなくなった場合には、直ちに、カードの利用を停止し、組合にカードを返還しなければなりません。

（督促を受けたときの後納料金等の支払い）

第２２条　組合は、カード利用組合員が後納料金請求書の支払約定日までに後納料金等を納入しないときは、督促状により督促納入期日を明示して納入を督促するものとします。組合は督促状１通につき手数料２,０００円を徴収します。

２　前項の納入期日は、督促状を発した日から起算して５日とします。

３　カード利用組合員が、前項の定めに違反して料金の支払いを行わなかった場合、保証金の一部または全部を支払いに充てるものとします。また、カード利用組合員が２度に渡り支払約定日に遅滞し保証金が支払いに充てられた場合、又は、１度でも保証金が支払いに充てられたことにより保証金の残額が１月分の利用料金に満たなくなった場合には、カードの利用を停止します。

（保証金）

第２３条　組合は、カード利用組合員に対し、次に掲げる支払い保証を求めることができるものと致します。

一　組合が定めた保証金の前納又は積立

二　カード利用料金が増額した場合、又は、第２１条２項に定める約定支払日までの支払いを遅滞した場合その他カード利用組合員の信用に不安が生じたと認められる場合など、組合が保証金の増額が必要だと判断した場合には、組合の請求により、カード利用組合員が組合から受けるべき割引金額等の全部又は一部を保証金に充て、カード利用組合員に追加の保証金を預託させ、又は、カード利用組合員の組合に対する債権の弁済に代えて保証金とすることができることとします。

三　組合が求める連帯保証人の提出

四　その他組合が必要とする保証方法

２　保証金の預託を受けた組合は、前納者の請求があれば、預り証を発行するものとします。

３　預託された保証金の利息は組合に帰属するものとします。

４　保証金預り証を第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできません。

（期限の利益の喪失）

第２４条　カード利用組合員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、第２１条第２項乃至第４項の定めにかかわらず、後納料金等及び手数料について当然に期限の利益を失うものとします。

一　破産、保全処分、会社更正、民事再生、会社整理もしくは特別精算の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。

二　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三　組合へ、預託している保証金について差押え、仮差押え、保全差押え若しくは仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

四　第１号に掲げる場合以外の場合で、組合が第３３条の定めによりカード利用承認の取消しをしたとき。

五　カード利用組合員が、後納料金、手数料その他組合に対する債務のひとつについてでも、その履行を遅滞し、もしくは違約したとき。

２　組合は、前項の場合においていつでも当該カード利用組合員に対して、後納料金等及び手数料の支払いを請求し、又は預託された保証金から相当額を充当することができるものとします。

３　組合は、カード利用組合員の信用に不安が生じたと認められるときには、カード利用組合員に通知することなく、預託された保証金及び組合がカード利用組合員に支払うべき金員等と、組合のカード利用組合員に対する債権とを相殺処理できることとし、カード利用組合員もこれを異議なく了解することとします。

（延滞金）

第２５条　組合は、カード利用組合員が第２４条の規定により期限の利益を喪失した後、未払の後納料金及び手数料（以下、「未払金」という。）がある場合は、未払金に対し、期限の利益喪失の翌日から支払日までの日数に応じ、年１４．６パーセントの割合を乗じた額を遅延損害金として請求できるものとします。ただし、後納料金等及び手数料の未納の合計額が千円未満であるとき、又は当該未納金の合計額に係る延滞金の額が百円未満であるときはこの限りではありません。

（支払いの追加保証）

第２６条　後納料金の増加、支払いの遅延等の場合、組合はカード利用組合員に対し、保証極度額の増額、連帯保証人の追加、保証金の追加預託を請求することができます。

（カード利用の解約）

第２７条　カード利用組合員は、カードを利用する必要がなくなったときは、速やかにＥＴＣコーポレートカード返却届を組合に提出するとともに、カードを返却して下さい。

２　前項のＥＴＣコーポレートカード返却届の提出があったときは、組合は後納料金等が完済されていることを確認のうえ、その月末に三会社に手続きをするものとします。またカードの利用者が保証金を預託している場合においても、組合は後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証金をカード利用組合員に返還します。

（カードの有効期間の満了）

第２８条　カード利用組合員が、第１８条第２項に定めるカードの交換手続をしなかったときは、カード利用が解約されたものとみなします。

（カード等の提示）

第２９条　カード利用組合員は、三会社、本四会社、阪神会社、首都会社、公社等がカード又は自動車検査証の提示を求められたときは、提示して下さい。

（警告）

第３０条　カード利用組合員は、この規則に関し、組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正して下さい。

（カード利用組合員のカード割引停止）

第３１条　組合は、カード利用組合員が次の各号のいずれかに該当する場合は、カードの割引を停止するものとします。

一　カードを、表示された車両以外の車両に利用したとき。ただし、第３７条の２第４項の定めに従い既に貸与されている旧車両のカードを一時的に利用する場合を除きます。

二　カードを、カード利用組合員以外の者に利用させたとき。

三　三会社等の管理する道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。

四　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表１に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から２４箇月以内の累積点数が規約別表２に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度４月１日からとする。

五　第２１条第２項の定めに違反して後納料金等の納入が行われなかったとき。

六　カード利用組合員として不適当な行為をしたと三会社等が認めたとき。

七　カード利用組合員が、虚偽の申告によりカードの貸与を受けたとき、又は虚偽の申告によりカード貸与を受けようとしたとき。

八　本規則第３０条の警告に従わなかったとき。

九　本規則に違反する行為をしたとき。

（カード利用組合員のカード利用停止）

第３２条　組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カードの利用を停止するものとします。

一　第３１条各号に該当する行為においてその疑義が掛かり、調査が必要となったその期間。

二　第３１条各号に該当する行為をしたときでその情状が重いとき。

三　セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき。

四　三会社等に対する原因者負担金の債務を有することとなり、かつ、その履行をしないとき。（ただし、債務の発生の時から１年を経過していないとき及び債務の発生の時から１年を経過しており、かつ、その履行を終えていないことについて当三会社がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。）

五　カード利用組合員が、第２１条第３項の定めに該当する場合。

六　第２３条第１項の定めに違反して保証金の預託ができないときその他カード利用者の信用が保証されていないと組合が判断したとき。

七　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表１に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から２４箇月以内の累積点数が規約別表２に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度４月１日からとする。

八　本規則に違反する行為をし、その情状が重いとき。

２　前項の規定によりカードの利用を停止された利用者は、直ちに、ＥＴＣコーポレートカード返却届を添え、カードを組合へ返納して下さい。

３　第１項の定めにより、利用停止に該当することとなったカードの当該利用停止期間中における取扱いについては、組合の指示に従って下さい。なお、カード利用組合員が当該指示に適切に従わなかったことに生じる一切の責任は、カード利用組合員に負っていただきます。

４　カード利用組合員は、組合からカードの利用停止の通知を受けた後は、当該カードの適法な管理権限、利用権限及び占有権原を失います。

（カード利用承認の取消し）

第３３条　組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カード利用を停止し、カード利用承認を取り消すものとします。この場合においてＥＴＣコーポレートカード返却届を添え、カードを組合へ返却して下さい。

一　原則として、１箇月１枚あたりの利用金額が、三会社の大口多頻度割引対象金額で３万円以上に達しないとき。

二　カード利用組合員が、第３１条第１項第１号から第８号のいずれかに準ずる行為があったと組合が認めたとき。

三　カード取扱停止期間中に、カードを利用したとき。

四　破産その他これに類する理由により、後納料金を支払うことが著しく困難であると認められるとき。

五　第３０条により警告後も、カード利用組合員の行為が改善されないとき。

六　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表１に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が規約別表２に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度４月１日からとする。

七　第２１条第２項の定めに違反して後納料金等の納入が行われず、第２３条第１項規程の保証金の預託が行われないとき。

八　組合の定款、関係諸規程、およびＥＴＣコーポレートカード利用規則に反する等、組合のカード利用事業の運営秩序を著しく乱す行為があったと認められるとき。

（カード利用組合員全体の割引停止）

第３４条　三会社、首都会社、阪神会社、本四会社及び公社等が管理する有料道路において、当組合のカード利用組合員が、第３１条に該当し、組合に割引停止があっ

た場合は、その月のカード利用組合員全体の割引がないものとします。

（不正使用による損害賠償責任）

第３５条　カード利用組合員が、本規則第９条の義務違反、第３１条、第３２条、第３３条に定める事由に該当するカード不正使用及びそれに類する行為により、組合がカード取扱道路管理者等より割引の停止、カードの利用の停止、カード利用の承諾の取消等の処分を受けた場合には、組合及び他の組合員（カード利用組合員に限らない。）がこうむる一切の損害について、当該カード利用組合員は組合に対しそれらの賠償の責任を負うものとします。

（必要書類の提出）

第３６条　カード利用組合員は、カードの利用について組合が必要とする書類の提出を求めたときは、その書類を組合に提出して下さい。

（届出事項の変更）

第３７条　カード利用組合員は、組合に提示した書類の内容等に変更があったときは、速やかに届出事項変更届及び添付書類を組合に提出して下さい。

２　カード利用組合員が届出事項の変更を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、カード利用組合員に負っていただきます。

（登録車両の入替え）

第３７条の２　カード利用組合員が、既にカードを貸与されている登録車両（以下、『旧車両』といいます。）に代えて、三会社のいずれにも届出のない車両（以下、『新車両』といいます。）を新たに登録車両として届け出る場合において、旧車両と新車両の自動車検査証の所有者欄又は使用者欄の名義が同一であるとき（以下、この場合を『登録車両の入替』といいます。）は、組合は第１２条の追加発行とはせず、第１４条の再発行として扱い、旧車両のカードを新たに新車両のカードとして再発行してカード利用組合員に貸与します。

２　カード利用組合員は、前項の定めにより登録車両の入替を行う場合、組合あてＥＴＣコーポレートカード変更届及び添付書類を提出して下さい。なお、カード利用組合員は、当該再発行するカードについて、第１７条第３項の定めにより、再発行手数料をお支払い下さい。

３　カード利用組合員は、前項の定めによりカードの再発行の申込を行い窓口会社から承認された場合は、新車両に再発行される新たなカードの引渡しを受けるまでの間、一時的に、旧車両に貸与されているカードを新車両に利用することができます。この間において、三会社は、当該旧車両のカードを新車両に再発行されるカードとみなして取扱います。

４　前項の定めにより、旧車両のカードを一時的に利用する場合、当該旧車両のカードは、ＥＴＣコーポレートカード変更届により組合あて届け出た旧車両と入れ替える新車両に利用して下さい。

５　カード利用組合員は、前項の定めにより旧車両のカードを一時的に利用している場合において、新車両に再発行された新たなカードの引渡しを受けたときは、ＥＴＣコーポレートカード返却届を添え、旧車両のカードを直ちに組合に返却して下さい。返却すべきカードが利用されたことにより生じる一切の責任は、カード利用組合員に負っていただきます。

６　カード利用組合員が登録車両の入替えの届出を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことに生ずる一切の責任は、カード利用組合員に負っていただきます。

（協力義務）

第３８条　カード利用組合員は、次に掲げる事項について、協力するものとします。

一　交通事故の防止に関すること。

二　交通マナーの向上に努めること。

三　車両制限令の遵守に関すること。

四　原因者負担金債務の速やかな履行に処すること。

五　組合の行う各種事業を積極的に利用すること。

六　その他組合が必要と認める事項。

（周知及び説明の義務）

第３９条　カード利用組合員は、使用人その他従業員に対して、本規則の内容を周知徹底し、本規則に違反する行為を行わないよう適切な指導を行わなければなりません。

（免責事項）

第４０条　組合は、次の各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負いません。ただし、組合の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

一　提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他組合の責によらない事由により、カード利用組合員のカードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

二　カードに破損、毀損、変形その他の異常があるため、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

三　通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他組合の責によらない通信手段の障害等により、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

四　災害、事変その他組合の責によらない事由により、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

五　三会社等が高速道路等の管理の必要上、ＥＴＣシステム又はカードの利用を制限し、若しくは停止したため、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

六　カード利用組合員がカードを亡失した場合において、組合がＥＴＣコーポレートカード紛失届を受領する前に、他人に当該カードを利用されたとき。

七　組合の責によらない郵送上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、申込者又はカード利用組合員の名前、住所、電話番号、保証額又は請求額等が漏洩したとき。

２　カード利用組合員は、次の各号の掲げる事項に該当するときには、そのため生じた損害について責任を負いません。ただし、カード利用組合員の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

一　災害、事変又は通信回線の故障その他カード利用組合員の責によらない事由により後納料金等の支払いが遅延した場合は、第２２条第１項に定める督促手数

料及び第２５条に定める延滞金を免除するものとします。

二　郵送上の事故その他カード利用組合員の責によらない事由により後納料金等の支払いが遅延した場合は、第２２条第１項に定める督促手数料及び第２５条に定める延滞金を免除するものとします。

（準拠法）

第４１条　本規則に関する準拠法は、日本法とします。

（合意管轄裁判所）

第４２条　カード利用組合員は、組合との間で訴訟が生じた場合、組合の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

（約款の改定）

第４３条　組合は、規則を改定することがあります。

２　　前項の場合において、組合は、改定内容又は改定後の規則をあらかじめ書面その他の方法によりカード利用組合員あてに通知します。当該通知により組合が指定した改定後の規則の適用開始日以降に、カード利用組合員がカードを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。

３　　カード利用組合員は、改定後の規則を承諾できない場合、第２７条の定めに従い解約することができます。

附則

本規則の改正は、理事会の議決を経て改正します。

本規則は、平成２６年４月１日から施行します。

別表1

1. 単車、セミトレーラー及びフルトレーラーのうち特例車種以外のもの

（1）総重量（t）

諸元				点数			
道路	最遠軸距（m）	車長（m）	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・一般有料道路等（指定道路内）	～5．5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～
	5．5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～
	5．5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	40～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	40～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	40～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11から	単車	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等（指定道路外）	－	－	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～

表中の「一般有料道路」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

（2）軸重（t）

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	－	15超	—

（3）高さ（m）

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4．1超～4．2	4．2超～4．5	4．5超～	－
指定道路内	3．8超～3．9	3．9超～4．3	4．3超～	－

（4）幅（m）

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2．5超～2．6	2．6超～3．25	3．25超	

（5）長さ（m）

諸元						
道路	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
－	－	単車	12超～13	13超～	－	－
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	－	－
		フルトレーラ	12超～13	13超～	－	－
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	－	－
		フルトレーラ	18超	19超～	－	－
一般有料道路等	－	－	12超～13	13超～	－	－

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

2．セミトレーラ及びフルトレーラ（特例車種）

※特例車種とは、車両制限令第３条第２項に定めるセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車が該当します。

（1）総重量

諸元				点数			
道路	最遠軸距（m）		車種	3点	5点	１５点	３０点
	以上	未満					
高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	１０	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	１０	１１	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
	１１	１２	2軸牽引車	29超～31.9	31.9超～37	37超～58未満	58～
			3軸牽引車	29超～31.9	31.9超～42	42超～58未満	58～
	１２	１３	2軸牽引車	30超～33	33超～37	37超～60未満	60～
			3軸牽引車	30超～33	33超～42	42超～60未満	60～
	１３	１４	2軸牽引車	32超～35.2	35.2超～37	37超～64未満	64～
			3軸牽引車	32超～35.2	35.2超～42	42超～64未満	64～
	１４	１５	2軸牽引車	33超～36.3	36.3超～37	37超～66未満	66～
			3軸牽引車	33超～36.3	36.3超～42	42超～66未満	66～
	１５	１５．５	2軸牽引車	35超～37	－	37超～70未満	70～
			3軸牽引車	35超～38.5	38.5超～42	42超～70未満	70～
	１５．５	～	2軸牽引車	36超～37	－	37超～72未満	72～
			3軸牽引車	36超～39.6	39.6超～42	42超～72未満	72～
一般有料道路等（指定道路内）	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	１０	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	１０	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
一般有料道路等（指定道路外）	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	24超～26.4	26.4超～37	37超～48未満	48～
			3軸牽引車	24超～26.4	26.4超～42	42超～48未満	48～
	9	１０	2軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～37	37超～51未満	51～
			3軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～42	42超～51未満	51～
	１０	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

（2）軸重（t）

諸元	点数			
道路	3点	5点	１５点	３０点
全て	１０超～１５	－	１５超	－

（3）高さ（m）

諸元	点数			
道路	3点	5点	１５点	３０点
指定道路内	４．１超～４．２	４．２超～４．５	４．５超～	－
指定道路内	３．８超～３．９	３．９超～４．３	４．３超～	－

（4）幅（m）

諸元	点数			
道路	3点	5点	１５点	３０点
全て	２．５超～２．６	２．６超～３．２５	３．２５超	

（5）長さ（m）

諸元			点数			
道路	はみ出し	車種	3点	5点	１５点	３０点
－	－	単車	12 超～13	13 超～	－	－
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12 超～13	13 超～	－	－
		フルトレーラ	12 超～13	13 超～	－	－
	なし	セミトレーラ	16.5 超～17.5	17.5 超～	－	－
		フルトレーラ	18 超	19 超～	－	－
一般有料道路等	－	－	12 超～13	13 超～	－	－

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

別表２

（累積点数）

累積点数	累積点数に伴う割引停止措置等	
３０点	講習会等による指導	カード利用承認の取消（第 33 条）の適用
６０点	カードの一部に対する割引停止（１箇月）	カード利用承認の取消（第 33 条）の適用
９０点	カードの一部に対する割引停止（２箇月）	カード利用承認の取消（第 33 条）の適用
１２０点	カードの一部に対する割引停止（１箇月）	カード利用承認の取消（第 33 条）の適用
１５０点	カードの一部に対する割引停止（２箇月）	カード利用承認の取消（第 33 条）の適用

※「累積点数」が１５０点を超える場合は、３０点ごとにカードの一部に対する利用停止期間を１箇月ずつ延長します。

※「累積点数に伴う割引停止措置等」の適用は、起算日（第３１条第４項及び第３２条第７項及び第３３条第６項に規定する起算日をいう。）から２４箇月以内の「累積点数」に応じたカードの一部に対する割引停止及び利用停止を全て適用します。

ＥＴＣシステム利用規程

（目的）

第１条　この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）（以下「省令」といいます。）第２条第１項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第２条第２項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

（遵守事項）

第２条　無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ＥＴＣシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「ＥＴＣシステム取扱道路管理者」といいます。）は、ＥＴＣシステムの利用を拒絶することがあります。

（利用に必要な手続）

第３条　ＥＴＣシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

一　ＥＴＣシステム取扱道路管理者又はＥＴＣシステム取扱道路管理者との契約に基づきＥＴＣカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条第２項に規定する自動車をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。）に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。）を発行する者の定める手続によりＥＴＣカードの貸与を受けること。

二　ＥＴＣシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。

三　前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。
四　省令第４条第１項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること（以下「セットアップ」といいます。）。ただし、二輪車（道路運送車両法第３条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車（側車付二輪自動車（またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び３個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。）を含みます。）をいいます。以下同じです。）でＥＴＣシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ＥＴＣシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をＥＴＣシステム取扱道路管理者に登録すること。

（車載器の取扱い）

第４条　車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

２　車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってはいけません。

３　車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

（ＥＴＣカードの取扱い）

第５条　ＥＴＣカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

２　ＥＴＣカードの貸与を受けた者は、ＥＴＣカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたＥＴＣカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をＥＴＣカードを発行した者に通知してください。

３　有効期限が経過しているＥＴＣカード及びＥＴＣシステム取扱道路管理者又はＥＴＣシステム取扱道路管理者との契約に基づきＥＴＣカードを発行する者が無効としたＥＴＣカードは利用することができません。

（利用方法）

第６条　ＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣカードを車載器に確実に挿入し、ＥＴＣシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、ＥＴＣシステムを利用することができる車線（以下「ＥＴＣ車線」といいます。）を通行してください。

（ＥＴＣシステムの利用制限等）

第７条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくＥＴＣシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

（通行上の注意事項）

第８条 ＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線（スマートＩＣ（地方公共団体が主体となって発意し、当該地方公共団体が高速自動車国道法（昭和 32 年法律 79 号）第 11 条の２第１項の規定に基づき連結許可を受けた同法第１１条第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）第 13 条第２項第三号本文に規定するＥＴＣ専用施設のみが設置され、同号イに規定するＥＴＣ通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。）の車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線（ＥＴＣシステム利用規程実施細則第 5 条その他の事項に定める料金所にあります。以下同じです。）を除きます。）を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一　車線表示板（料金所の車線上に設置されたＥＴＣシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。）に「ＥＴＣ」若しくは「ＥＴＣ専用」（これらの表示がある車線では、ＥＴＣシステムを利用する自動車しか通行できません。）又は「ＥＴＣ／一般」（この表示がある車線では、ＥＴＣシステムを利用する自動車及びいったん停車して係員に対して通行料金を支払う車両（道路運送車両法第２条第１項に規定する道路運送車両のうち、軽車両を除くものをいいます。以下同じです。）が通行できます。）と表示されるので、これらの表示によりＥＴＣ車線が利用可能であることを確認し、20 キロメートル毎時以下に減速して進入すること。

二　ＥＴＣ車線内は徐行して通行すること。

三　前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ＥＴＣ／一般」と表示のある車線では、前車がＥＴＣシステムを利用しない場合は、いったん停車するので注意すること。

四　路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP　停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。

五　路側表示器の表示が「STOP　停車」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。

六　路側表示器の表示が「↑」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。

七　他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。

２　ＥＴＣシステムを利用する者は、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一　当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ずいったん停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。

二　他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。

三　開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。

四　開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停車して係員に申し出ること。

３　二輪車でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合は、前 2 項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一　案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能なＥＴＣ車線であることを確認し、進入すること。

二　案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。

三　蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1 台ずつまっすぐに進入すること。

４　二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でＥＴＣシステムを利用する者は、車線表示板に「ＥＴＣ」若しくは「ＥＴＣ専用」の表示がある車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第 1 項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてＥＴＣ車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ＥＴＣ車線を管理するＥＴＣ取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。

５　係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。

（ＥＴＣシステムを利用しない場合の通行方法）

第９条　ＥＴＣシステムを利用しない者は、車線表示板に「ＥＴＣ」又は「ＥＴＣ専用」の表示があるＥＴＣ車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

（通行料金の計算）

第１０条　ＥＴＣシステムを利用した場合は、ＥＴＣシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

（免責）

第１１条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、ＥＴＣシステムを利用しようとする者又はＥＴＣシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

（別の定め）

第１２条　利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ＥＴＣシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附則

１　この利用規程は、平成 24 年 12 月 6 日から適用します。

２　平成 20 年 12 月 1 日付けＥＴＣシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。
なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続きで、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。

ＥＴＣシステム利用規程実施細則

（目的）

第１条　この実施細則は、ＥＴＣシステム利用規程（以下「規程」といいます。）第12条に基づき、ＥＴＣシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

（利用方法）

第２条　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所（利用する道路又は道路の区間の始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にＥＴＣカードを挿入してＥＴＣ車線を通行した場合、出口料金所（利用する道路又は道路の区間の終点までにあり通行料金の請求を受ける料金所をいいます。以下同じです。）又は検札料金所（通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にＥＴＣカードを挿入してＥＴＣ車線を通行するときは、入口料金所で用いた車載器及びＥＴＣカードと同一のものを使用してください。

２　首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社が管理する有料道路において、ＥＴＣシステムを利用しようとする場合は、有料道路への進入から有料道路からの退出まで同一の車載器及びＥＴＣカードを使用してください。

（通行方法）

第３条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線（ＥＴＣ車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線以外の車線をいいます。以下同じです。）又は混在車線（「ＥＴＣ/一般」の表示のある車線をいいます。以下同じです。）を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡すとともに利用証明書を請求してください。ただし、スマートＩＣでは利用証明書は発行しません。

２　ＥＴＣシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ＥＴＣシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ＥＴＣシステム取扱道路管理者が別に定める手続（以下本項において「手続」といいます。）を行ってください。なお、手続を行っていない場合、ＥＴＣ車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線の利用ができない場合等、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員に身体障害者手帳又は療育手帳を呈示の上、ＥＴＣカードを手渡してください。ただし、スマートＩＣでは、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

３　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で車載器にＥＴＣカードを挿入してＥＴＣ車線を通行した場合に出口料金所及び検札料金所でＥＴＣ車線の利用ができないときは、いったん停車してＥＴＣカードを係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートＩＣの場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。

４　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け取った場合は、出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車してＥＴＣカードと通行券を係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートＩＣの場合は、当該料金所は利用できません。

５　首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社が管理する有料道路の混在車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横で安全に停車できる速度と車間距離を保持して進入してください。

６　高速自動車国道並びに首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路において、通行止めにより途中流出した自動車が、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器及びＥＴＣカードと同一のものを使用してください。

（徐行の方法）

第４条　規程第８条第１項第二号及び第六号並びに第２項第一号及び第三号に規定する徐行の際は、ＥＴＣ車線内で前車が停車した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。

（その他の事項）

第５条　次表の左欄に掲げるＥＴＣシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表中欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ＥＴＣシステム取扱道路管理者の名称		場　合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社	大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社	車載器に路線バスとしてセットアップした自動車を路線バス以外の用途で使用する場合又は車載器に路線バス以外の自動車としてセットアップした自動車を路線バスの用途で使用する場合	車載器にＥＴＣカードを挿入することなく、一般車線又は混在車線を通行し、通行券を発券する料金所では通行券を受け取り、通行料金の請求を受ける料金所では、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。 ただし、スマートＩＣから流入しスマートＩＣ以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡し、スマートＩＣの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社	大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社	車軸数が４の自動車で車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条第１項に定める限度以下のものが道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２第１項に定める許可を受けて通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートＩＣである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社	大阪府道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社	車軸数が２以上の自動車であって隣接するいずれかの車軸間距離が１.０メートル未満のものが通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合及び該当する自動車が被けん引自動車の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートＩＣである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社	兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でＥＴＣシステムを利用して通行した自動車が事故及び故障等により通行できなくなり、出口料金所及び検札料金所をけん引された状態で流出する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートＩＣである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

ＥＴＣシステム取扱道路管理者の名称	場　合	取扱い方法
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社	乗継制度（有料道路を利用する自動車が、指定した出口から有料道路外へいったん出たのち、再度指定した入口から進入し、引き続き当該有料道路を利用する場合にこれを１回の通行とみなす制度をいいます。）の適用を受けようとする場合	有料道路への進入から乗継出口、乗継入口、有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のＥＴＣカードを挿入して通行してください。
名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社	乗継制度の適用を受けようとする場合	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の車載器に同一のＥＴＣカードを挿入して通行してください。
福岡北九州高速道路公社	車軸数が２のセミ・トレーラー用トラクタで被けん引自動車を連結していないものが通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社 首都高速道路株式会社　名古屋高速道路公社 中日本高速道路株式会社　福岡北九州高速道路公社 西日本高速道路株式会社　広島高速道路公社	特定の区間・経路を通行した場合に対象となる通行料金や割引制度の適用を受けようとする場合	当該特定の区間・経路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のＥＴＣカードを挿入して通行してください。
首都高速道路株式会社　広島高速道路公社 栃木県道路公社　福岡北九州高速道路公社 名古屋高速道路公社　福岡県道路公社	障害者割引に登録したＥＴＣカード及び自動車で被けん引自動車を連結して通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社　兵庫県道路公社 中日本高速道路株式会社　宮城県道路公社 西日本高速道路株式会社　愛知県道路公社 本州四国連絡高速道路株式会社　広島高速道路公社 京都府道路公社　福岡県道路公社	入口料金所でＥＴＣシステムを利用して通行した自動車が、インターチェンジ等の間で、被けん引自動車との連結等により料金車種区分が変更された状態で出口料金所及び検札料金所を通行する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートＩＣである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	けん引自動車がスマートＩＣを通行する場合	スマートＩＣから流入し、スマートＩＣ以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にＥＴＣカードを手渡してください。スマートＩＣから流入し、スマートＩＣの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
中日本高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合	対象料金所 中部縦貫自動車道（安房峠道路） 平湯料金所 通行に際しては、ＥＴＣシステム利用規程及び同実施細則の規程に従い通行してください。

附則

１　この実施細則は、平成２９年４月３日から適用します。ただし、現にＥＴＣシステムを利用して料金徴収を行っていない道路又はＥＴＣシステム取扱道路管理者においては、ＥＴＣシステムを利用して料金徴収を開始する日から適用します。

２　平成２９年２月２１日付けＥＴＣシステム利用規程実施細則（以下「旧実施細則」といいます。）は、本実施細則の適用をもって廃止します。

なお、本実施細則の適用前に旧実施細則の規定に基づき行われた手続で、本実施細則の適用の際現に効力を有するものは、本実施細則の規定により行われたものとします。